

水戸地方裁判所委員会（第29回）議事概要

- 1 日 時 平成29年6月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 テーマ 民事訴訟における和解について
- 4 出席者 （委員）

跡部尚子，卜部晴比古，大和田基，垣内正（委員長），河田泰常，北島重司，小坪利男，斉藤学，西連寺義和，寺澤真由美，仁瓶和弥，皆川昭，村上信夫，村上正子（敬称略）

（事務局等）

植月覚民事首席書記官，篠原和子刑事首席書記官，橋本ひろみ事務局長，内野洋事務局次長，小古瀬敬一総務課長

5 議 事

- (1) 開会
- (2) 新任委員挨拶
- (3) 第20回から第24回までの委員会において，水戸地方裁判所敷地内及び庁舎内の設備等に関して，委員から意見が出されていたものにつき，改善した点などを報告した。
- (4) テーマ「民事訴訟における和解について」

ア 委員長は，今回のテーマとした理由について説明した。

民事訴訟が和解で終了することは，新聞等でよく報道されていますが，手続の中身については，非公開であることからあまり知られていません。

裁判所の活動として，当事者や社会に対して大きな作用を及ぼすのは判決ですが，民事訴訟においては，和解で解決されるケースも多いことから，和解手続について理解していただくとともに，委員の方々から意見を賜りたいと考えております。

イ 民事首席書記官は，和解の概要について説明した。

- (ア) 民事訴訟における和解とは
- (イ) 訴訟が和解で終了する割合
- (ウ) 和解の成立過程
- (エ) 和解協議に入る時期
- (オ) 和解の長所と短所

ウ 河田委員は、次の事例を紹介しながら和解の実際を説明した。

(実務上しばしば行われる和解の例)

- (ア) 貸金請求などの金銭請求事件において、原告勝訴の心証ではあるが、被告に十分な資力がない場合に、原告、被告双方にメリットがあるよう支払方法等に様々な工夫をするなどしている例
 - (イ) 賃貸借されている土地や建物に係る明渡請求事件においては、貸主、借主間で、紛争状態となった以上、いずれにしても賃貸借を終了させようという方向で合意し、原告、被告双方にメリットがあるよう退去時期や賃料額、その他の条件に様々な調整を行っている例
 - (ウ) 交通事故を原因とする損害賠償請求事件においては、長年に亘って積み重ねられた判例から事故類型ごとの過失割合などが基準化されており、双方当事者も裁判所も同じ土俵で議論できることから、裁判所が基準に沿った和解案を提示するなどしている例
 - (エ) いわゆる過払金返還請求事件においては、最高裁判例により多くの論点にすでに決着がついており、双方当事者が判決の結論を予測し易いことから、双方に譲歩の姿勢があれば、一定の調整をしている例
 - (オ) 争点が多く争点整理及び証拠調べに長期間を要すると予想される事案において、双方当事者が早期解決を望み、細かい点は吞んで譲歩する意向を持っている場合、早期に調整をして和解する例
- (より適切な紛争解決のために行った和解の具体例)
- (カ) 高齢者が加入するあるクラブにおいて、名誉を毀損する発言をされたと

して、メンバーの一人が他のメンバーに対し、損害賠償を請求した事例

(キ) 近隣住民から暴行を受け、PTSDを発症したとして、損害賠償を請求した事例

(ク) 離婚訴訟係属中の夫婦間で、妻が夫の預金を引き出して妻名義の口座に保管していることが、横領に当たるとして、夫から妻に対し、その返還（損害賠償）を請求した事例

(ケ) 宗教法人の末寺の住職が、本山に虚偽の報告等をしていたとして、本山が、この住職を法人役員から解任し、管理する末寺の明渡しを求め、これに対して、住職が、本山のした役員解任は無効であるとして、その地位確認を求めた事例

エ テーマに関する意見交換が行われた。

(発言者：●委員長，○委員)

○ 和解成立後、同じ紛争で改めて訴えを提起することはできるのでしょうか。

● 一旦和解が成立しますと、再度訴えることはできませんが、例えば、成立した和解に錯誤があったとして、和解が無効であるとする訴えを提起することは可能です。ただ、和解は裁判所を介して行う当事者の合意であることから、錯誤が認められるのは稀なケースとなります。

○ 事例(ウ)の交通事故の件ですが、配布された資料の逸失利益の計算方法について教えてください。

○ 今回の事例では、9600円（日給）×365日×0.05（後遺障害等級に応じて働けないとされる割合）×4.3295（このケースでは、5年にわたり前倒して、一括払で得られる利益を控除するために使う指数、つまり、中間利息の控除「ライプニッツ係数」）となります。

○ 判決と和解とを比較した審理期間のデータはありますか。

○ 手元に資料はありませんが、早期に和解するケースもあれば、証拠調べ

をして、判決作成の準備段階で和解するケースもあります。その中間があまりないのが実感です。そう考えると、審理期間は和解の方が判決に比べ短いことになります。

- 少し難しい事件で、訴え提起から判決までの審理期間が2, 3年だとすると、争点を整理した段階、訴え提起から1年程度で和解が成立するケースが和解全体の半数程度であり、証拠調べが終了し、判決が作成できる段階、訴え提起から2, 3年程度で和解が成立するケースが和解全体の半数程度、そのような印象ではないでしょうか。
- 弁護士の立場からですと、判決になる場合には控訴される可能性がありますので、紛争が最終的に解決するという意味では、判決になる場合の方が長期になります。また、和解は控訴されないという意味ではすっきりした形で終わることができます。
- 弁護士の立場からの印象ですと、事件によってまちまちですが、第一回弁論から間もなく和解が成立したケースはあまりなく、争点整理が終了した段階や証拠調べが終了した段階、ある程度心証が明らかになった時点で和解が成立しています。
- 例えば、親族間の紛争では、裁判所、双方の当事者代理人いずれも心証が共通していても、当事者の激しい感情の対立から合意できないため、和解成立できないケースがあります。この場合、判決することになりますが、判決の理由では、このような感情のもつれに触れることで、控訴審では和解が成立しやすくなることがあります。この点も第一審の役割であると考えています。
- 裁判官が一定程度の心証を持たないと話し合いはできないと思います。そうすると、争点整理、あるいは証拠調べが終了した段階で代理人に和解勧告をすることになります。
- 裁判官が当事者に対して、和解案を提示する際、判決内容と変わらない

心証を開示すると、当事者からすると選択の余地がないようにも思えます。
当事者から誤解を受けない工夫はありますか。

- 判決前に心証を開示し和解をするのか、更に追加の主張をするのか、リスクを負ってでも和解に応じないのかを明らかにしてもらいます。裁判所全体の傾向として、以前は心証を開示しないで判決することがありましたが、そうした場合、裁判所と当事者本人とが異なった理解をしたまま判決することもあります。不意打ちを防止する意味では、心証を開示することで和解が可能なのか、そうでないかを考慮した上で、進行の筋道を立てています。
- 裁判所が心証を開示することは、弁護士の立場からすると、証拠調べでどの程度の証明ができているかを依頼者に説明する上で非常に重要になります。依頼者は、証明は十分できていると思っても、代理人からするとそうでないときもあります。争点整理、証拠調べを終えてみると、裁判官と代理人との心証はさほど違わないと感じており、依頼者に対しては、これだけの証明だとこの程度の心証になるというような根拠のある説明ができることになります。
- 激しく争っている事件や当事者が感情的になっている事件などは、弁護士の立場からすると、当事者同士が合意する和解を勧めることは言い出しにくいことがあります。その点、裁判官から心証を開示していただくと、とりあえず和解のテーブルに着くことができます。
- 裁判官は、当事者に対して、直接和解の試みをするのでしょうか。
- 代理人の了解が得られれば、直接当事者に和解の試みをすることもありえます。裁判所から和解を勧めることで当事者の受け止め方が変わることがあります。
- 裁判所としては、和解成立率を上げたいと考えているのでしょうか。
- 和解になじむ事件、なじまない事件とがあると思います。なじむ事件は

やはり和解で終わらせたいと多くの裁判官, 弁護士は考えているでしょう。当事者本人同士が事件の問題点を分かり合えるよう, 争点整理や証拠調べを行うことができれば, 和解の成立率が上がるのではないのでしょうか。ただし, これは個人的な意見であり, 裁判所全体で成立率を上げるような取組をしているわけではありません。

- 配布された資料によりますと, 水戸管内では, 全国に比べて和解成立率が低いようですが, 何か原因があるのでしょうか。
- 思い当たるところはありません。
- 平成21年から23年にかけて事件数や和解成立が増加していますが, 何か原因があるのでしょうか。
- 消費者金融会社を被告とした過払金請求が増加したことが原因と推測されます。
- 和解協議が不調に終わってしまった場合, その後の審理に何か影響があるのでしょうか。
- 和解協議の中で, 証拠として扱わなかった書面の提出があれば, 追加で正式な証拠として提出するかどうか確認します。和解協議の中では, 紛争の実態を知る機会がありますし, その紛争を解決するためには何ができるか再度整理することもできるため, 早めに話合いの場を設けることがあります。そうすることで早期に紛争の実態を知ることにもなります。このため, 和解が不調に終わったとしても, その後の審理にマイナスに働くことはありません。
- 和解協議の中で出た主張は, 判決の基礎となるわけではありません。判決することになれば, 改めて争点整理の中で主張していただくこととなります。
- 判決を出したときに, 当事者から「私の言い分は〇〇だったのに判決に反映されていない。」と思われることは避けなければなりません。そのため

にも和解協議の中で当事者から紛争の実態を聞くことができ、それが法的にも意味があるときには、改めて主張してもらうことが重要となります。

- 平成28年は事件が増加していますが、終局した事件のうち多かった事件は何でしょうか。
- 推測ですが、弁護士費用特約付き保険制度が普及した関係で、交通事故の訴訟が増加していると思われます。
- 新聞記事等では、著名な事件が和解で終了したという報道がされますが、手続は非公開であり、和解の中身が見えない部分が多いです。和解のメリットをPRする方法はあるのでしょうか。
- 当事者の希望により和解条項の中身を公にしないことがあります。裁判所からPRのために公表することは難しいと考えています。
- 事例(カ)のあるクラブの例は、まさに和解に相応しい事件であり、裁判所に訴えを提起した場合、判決にならずに和解で解決する方法もあるとPRしたいと考えますが、一定程度の手続案内はできるとしても、和解の中身に触れてPRすることは難しいところがあります。
- 民事事件を担当する裁判官にとって、当事者のいない法廷で判決を読み上げて終局するよりも、当事者が顔を揃えた場で和解で終了した方が紛争の解決として効用があると考えています。

6 次回の議題

- 家庭裁判所での非公開の手続をテーマとすることはできるのでしょうか。
- 次々回の委員会において、家庭裁判所と合同で開催できるか検討いたします。
- その他意見がなければ、次回のテーマは「医療観察制度」を提案したいと思います。

7 次回期日等

- (1) 平成29年11月6日(月)午後1時30分
- (2) 意見交換会テーマ「医療観察制度について」